

新型コロナウイルス感染症
第90回 危機管理対策本部 会議次第

令和5年1月30日

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

令和5年1月27日（金）に開催された、国の「新型コロナウイルス感染症対策本部（第101回）」及び、東京都の「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第78回）」において、イベントの開催制限の見直しが行われた。

については、区としても、国及び東京都の見直しに沿った形で対応する。

2 基本的な考え方

区としては、令和4年9月13日の東京都の方針を踏まえ、基本的な感染防止対策の徹底と感染を広げないための行動を区民に呼びかけるとともに、感染防止を徹底しながら業務を継続してきたが、今回の国及び東京都の見直しを踏まえ、改めて基本的な考え方を示すこととする。

また、この考え方については、令和5年1月30日（月）以降とする。

<職員の出勤について>

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤については、業務に支障のない範囲で実施する。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和3年6月18日修正）」の取り扱いを継続する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、なるべく少人数の来庁や、混雑時における入場制限等への協力を依頼するとともに、区側においては、待合場所でお客様の密集状況を引き起こすことのないよう配慮するとともに、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。
- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。
- ・多くの区職員が感染若しくは濃厚接触者に特定される等により、職場への出勤が困難な状況が生じる状況を想定し、各部では、万一の事態に陥った際にも区民の混乱を回避できるよう、通常業務について、予め定めた維持・縮小・休止の方針について、常に確認を行う。

<東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針>

- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センター、学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室においては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・図書館、博物館等においては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態についての回避と、来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底し

ながら運営を行う。

- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、必要に応じてオンライン形式等非対面での開催を検討し、式典等の性質から対面形式での実施が相応しいと判断される場合については、参加者の体調チェック、手指消毒などの感染拡大防止策を徹底するほか、ソーシャルディスタンスの確保や参加者が大きな声を出さないよう配慮しながら運営を行うこととする。

＜基本的な感染予防策の徹底＞

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、令和2年10月23日危機対策本部決定「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策（令和3年10月20日修正）」の取り組みを改めて確認し、徹底する

3 区貸し出し施設の取扱いについて

(1) 利用者に関すること

- ・施設内では、原則、マスクを着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5 度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）、咳・のどの痛みなどの症状がある）方については、施設利用を禁止する。
- ・他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- ・利用施設内の換気を適宜行う。
- ・施設利用にあたっては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態の発生について回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- ・主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。
- ・その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理者の指示に従う。

(2) 区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- ・「大声あり」「大声なし」に関わらず。収容率上限を50%とする制限を見直し、「感染防止安全計画」等の策定・実施を前提に、収容定員まで可とする。
- ・北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、口を使って奏でる楽器の演奏及びこれに類する活動を伴う利用については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることとする。
- ・飲食を伴う利用については、感染防止対策を徹底した上で可とし、長時間に及び飲食など感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意

喚起を図ることとする。

- バーベキュー場については、東京都の基準に合わせて、利用を行っていく。
- 囲碁、将棋、麻雀等について、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1 m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じることとする。
- 活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き適宜見直しを検討する。
- 貸出中止等によるキャンセル料は、定員に制限を設ける場合のみ、時間帯を問わず全額を還付する。

4 その他

この考え方に記載のない事項で、国、東京都の方針が発出されているものは、それに準じることとする。

第78回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議<書面開催>

次 第

令和5年1月27日（金）

- 1 基本的対処方針の変更に伴う措置の変更(案)
(イベント開催制限の見直し)

感染拡大防止の取組（案）

令和5年1月27日
東京都

1. 感染拡大防止の取組

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年9月13日より実施

(イベント開催制限については令和5年1月27日から適用)

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、以下の要請、協力依頼を実施

①都民向け

- ・ 基本的な感染防止対策の徹底
- ・ 感染を拡げないための行動 等

②事業者向け

- ・ 業種別ガイドラインの遵守
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請、協力依頼

(基本的な感染防止対策の徹底)

- こまめな『換気』を行うこと
- 混雑している場所や時間をできるだけ避け、『3密を回避』すること
- マスクの着用は感染防止対策として大変重要なため、特に人と会話をする時や混雑する場所では『マスク着用』を徹底すること
- 会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用し、会食後はマスクを着用すること
- こまめに『手洗い・手指消毒』を行うこと

(感染を拡げないための行動)

- 自分と大切な人や社会を守るためにも、早めのワクチン接種を検討すること
- 療養期間中にやむを得ず外出する場合はマスクの着用、人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底すること
- 感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクシヨン」の活用を推奨●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 以下の事項を実施するよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止対策の実施・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設の収容定員（※1）		
～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合 ➔ 収容定員まで可	

- ※1 収容定員が設定されていない場合
 - ・十分な人と人との間隔（最低1m）を確保：人数上限無し
 - ・人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保：5,000人まで入場可
 - ※「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合は人数上限なし
- ※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
- ※3 上記の制限は令和5年1月27日から「大声あり」「大声なし」に関わらず適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(4) その他

(職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食 : 大人数の会食、ホームパーティー 等
イベント : 小規模イベント、結婚式 等
移動 : 都道府県間の旅行 等
その他 : 高齢者施設での面会 等

基本的対処方針の変更に伴う措置の変更（案）

参考

【緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県におけるイベント開催制限の見直し】

現状

- ・ 大声^(※1)なしの場合： 収容定員まで可（収容定員によって感染防止安全計画の策定を前提）
- ・ 大声ありの場合： **収容定員の半分まで可（収容率上限50%）**

	施設の収容定員		
	～5,000人以下	5,000人超～10,000人	10,000人超～
大声なし	収容定員まで可(※2)	5,000人まで可(※2)	収容定員の半分まで可(※2)
		「感染防止安全計画」を策定した場合 → 収容定員まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		

見直し（案）

【令和5年1月27日より適用】

- 「大声あり」「大声なし」にかかわらず、**収容率上限を50%とする制限を見直し、「感染防止安全計画」等の策定・実施を前提に、収容定員まで可とする。**

	施設の収容定員		
	～5,000人以下	5,000人超～10,000人	10,000人超～
収容定員まで可(※2)	5,000人まで可(※2)	収容定員の半分まで可(※2)	
	「感染防止安全計画」を策定した場合 → 収容定員まで可		

※1：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

（例）観客間の大声・長時間の会話、スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱（得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。）

※2：チェックリストの策定が必要